

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月13日

【四半期会計期間】 第68期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社東陽テクニカ

【英訳名】 TOYO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 五味 勝

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目1番6号

【電話番号】 03(3279)0771(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 十時 崇蔵

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目1番6号

【電話番号】 03(3279)0771(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 十時 崇蔵

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社東陽テクニカ大阪支店  
(大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第2四半期 連結累計期間	第68期 第2四半期 連結累計期間	第67期
会計期間	自 2018年10月1日 至 2019年3月31日	自 2019年10月1日 至 2020年3月31日	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日
売上高 (千円)	13,280,983	13,054,112	25,547,525
経常利益 (千円)	1,467,062	1,471,272	1,865,884
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	970,122	1,174,213	1,141,812
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	785,793	920,249	824,841
純資産額 (千円)	30,162,161	30,366,539	29,907,099
総資産額 (千円)	35,921,544	35,478,130	34,557,830
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	39.34	47.95	46.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	39.03	47.53	46.10
自己資本比率 (%)	83.6	85.1	86.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	387,338	302,019	1,698,815
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	179,780	551,450	1,218,960
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	774,754	514,521	1,068,863
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	3,832,347	4,306,401	4,564,427

回次	第67期 第2四半期 連結会計期間	第68期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年1月1日 至 2019年3月31日	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	38.38	49.60

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響については、今後も引き続き注視してまいります。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものです。

#### (1) 経営成績の分析

当社グループは“はかる”技術を基本としたビジネスコンセプトを継続しながら、研究開発市場に傾注してまいりました。そして国内産業の次なる成長の糧となる“新しい技術・製品の開発”の一翼を担うべく、欧米を中心とした先端計測技術・機器の導入と、ソフトウェアを中心とした自社システム製品の増強に力を入れてまいりました。また、中国を中心としたアジア市場に加え、米国市場にも目を向け、当社製品のユーザー開拓にも注力してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大によって世界各地の経済活動が停滞し、国内外経済は先行き不透明な状況で推移しました。

この結果、連結売上高は130億5千4百万円（前年同四半期比1.7%減）となり、この内、国内取引高は123億6千7百万円、中国や米国向けを中心とした海外取引高は新型コロナウイルス感染拡大による販売遅れの影響もあり6億8千6百万円となりました。

利益面では、営業利益13億9千3百万円（前年同四半期比9.4%減）、経常利益14億7千1百万円（前年同四半期比0.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は11億7千4百万円（前年同四半期比21.0%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

#### (情報通信 / 情報セキュリティ)

情報通信におきましては、国内大手通信事業者からの5G（第5世代移動通信システム）や高速イーサネットに対応したネットワーク性能試験装置の販売が堅調に推移したことに加え、ローカル5Gの試験システムの販売も伸びております。自社製品SYNESISの販売も堅調に推移しており、国内大手通信事業者から大型案件も受注しました。情報セキュリティにおきましては、脅威情報サービスなど新しいサブスクリプション商材が伸びましたが、2020東京五輪の1年延期の影響もあり受注は減少しました。この結果、売上高は38億2千5百万円（前年同四半期比29.3%増）、営業利益は3億2千2百万円（前年同四半期比97.0%増）となりました。

#### (機械制御 / 振動騒音)

機械制御 / 振動騒音におきましては、自動車会社における振動・騒音など、従来の研究開発分野への投資縮小を受け、自動運転車開発など投資が集中している分野向けの製品を増やしましたが、販売に結び付くには時間がかかっております。第1四半期に米国の国家研究機関より受注した自動運転車開発関連の大型システムは、第2四半期に予定どおり売上しましたが、従来分野における販売減をカバーするには至りませんでした。この結果、売上高は31億5千9百万円（前年同四半期比13.4%減）、営業利益は8億1千8百万円（前年同四半期比14.8%減）となりました。

#### (物性 / エネルギー)

物性 / エネルギーにおきましては、自動車向け次世代電池やパワーエレクトロニクスの評価システムの市場が引き続き堅調でした。さらに、電池の基礎研究分野向け自社開発システムの販売も好調を維持しています。しかし、電源ビジネスの方針見直しと中国における新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け販売は減少しました。また、新規ビジネス立ち上げの先行投資を継続中のため経費が増加しました。この結果、売上高は21億8千1百万円（前年同四半期比16.9%減）、営業利益は3億2千2百万円（前年同四半期比35.2%減）となりました。

(EMC / 大型アンテナ)

EMCにおきましては、国内は新しいコンセプトで自社開発した新EMCシステムの販売が大変好調であり、さらに主要顧客である自動車関連企業への販売も堅調でした。一方で、中国や米国では新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、システムの納入ができずに売上が大幅に遅れています。大型アンテナにおきましては、アンテナレドームの追加注文があるなど堅調でした。この結果、売上高は19億7千2百万円（前年同四半期比18.2%増）、営業利益は2億5千7百万円（前年同四半期比197.8%増）となりました。

(海洋 / 特機)

海洋 / 特機におきましては、民間企業への販売は前期よりもやや伸びました。一方、防衛関連の引き合いは増加していますが、引き合い発生から販売まで数年を要する高額な新規取り扱い製品が多いため販売に結び付くには時間がかかっており、前期実績には至りませんでした。この結果、売上高は6億2千4百万円（前年同四半期比28.6%減）、営業利益は7千8百万円（前年同四半期比70.2%減）となりました。

(ソフトウェア開発支援)

ソフトウェア開発支援におきましては、自動車業界向けの静的解析ツールや、ゲーム業界向けの構成管理ツールなどの販売は堅調に推移し、売上は増加しました。しかし、エンタープライズ向けのセキュリティ脆弱性検査ツールの販売促進のために経費が増加しました。この結果、売上高は5億8千8百万円（前年同四半期比8.1%増）、営業利益は1千9百万円（前年同四半期比31.7%減）となりました。

(ライフサイエンス / マテリアルズ)

ライフサイエンス / マテリアルズにおきましては、医療機関向けの3D対応画像診断システムや医療機器メーカー向けOEM製品の販売が堅調に推移しました。一方、立ち上げ中の新しい電子顕微鏡は引き合いが増加しておりますが、販売に結び付けることはできずに売上は減少しました。この結果、売上高は7億2百万円（前年同四半期比26.8%減）、営業利益は2千6百万円（前年同四半期比50.9%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ9億2千万円増加し、354億7千8百万円となりました。主な増加要因は、現金及び預金の増加8億9千1百万円、受取手形及び売掛金の増加24億8千5百万円等によるものです。一方、主な減少要因は、有価証券の減少13億1千6百万円、投資有価証券の減少9億5千9百万円等によるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ4億6千万円増加し、51億1千1百万円となりました。主な増加要因は、支払手形及び買掛金の増加4億7百万円、流動負債のその他の増加3億5千1百万円等によるものです。一方、主な減少要因は、賞与引当金の減少3億9百万円によるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ4億5千9百万円増加し、303億6千6百万円となりました。主な増加要因は、利益剰余金の増加6億5千5百万円によるものです。一方、主な減少要因は、その他有価証券評価差額金の減少2億7千9百万円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ2億5千8百万円減少し、43億6百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

資金の主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益17億3千4百万円及び減価償却費4億5千5百万円によるものであり、一方、資金の主な減少要因は、売上債権の増加額24億7千8百万円及び法人税等の支払額5億2千1百万円によるものです。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローは3億2百万円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

資金の主な増加要因は、有価証券の売却による収入10億1百万円及び投資有価証券の売却による収入3億3千3百万円によるものであり、一方、資金の主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出4億1百万円及び無形固定資産の取得による支出2億2百万円によるものです。

この結果、投資活動によるキャッシュ・フローは5億5千1百万円の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

資金の主な減少要因は、配当金の支払額5億1千4百万円によるものです。

この結果、財務活動によるキャッシュ・フローは5億1千4百万円の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、106,755千円です。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 生産、受注及び販売の状況

当第2四半期連結累計期間において、海洋ノ特機の受注の実績が著しく減少しております。これは大型案件の影響によるものです。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,085,000	26,085,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です。
計	26,085,000	26,085,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

###### 第10回役員向け新株予約権（A）

取締役会の決議日（2020年1月6日）	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名
新株予約権の数	255個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	25,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年1月25日～2050年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,160円(新株予約権の払込金額1,159円と行使時の1円の合算) 1株当たり資本組入額 580円 (注) 3、4
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 新株予約権の払込金額については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項

に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 5 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができます。

ア．当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

イ．当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

ウ．当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

エ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

オ．募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとします。

- 6 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使できます。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。

前記に関わらず、新株予約権者は、上記の行使期間内において、以下のア．またはイ．に定める場合（ただし、イ．については、下記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア．新株予約権者が権利行使期間終了日の1年前に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

権利行使期間終了日の1年前の翌日から権利行使期間終了日

イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 7 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

新株予約権の取得条項

(注) 5 に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

#### 第11回従業員向け新株予約権 (C)

取締役会の決議日 (2020年 1月 6日)	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 4 名
新株予約権の数	145個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	14,500株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年 1月24日 ~ 2031年 1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,144円(新株予約権の払込金額1,143円と行使時の1円の合算) 1株当たり資本組入額 572円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は100株とします。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができます。  
ア. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案  
イ. 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案  
ウ. 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案  
エ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
オ. 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとします。
- 5 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社グループの取締役、従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。  
前記に関わらず、新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もし

くは株式移転計画において定められている場合を除きます。

新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとします。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1 に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3 に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

新株予約権の取得条項

（注）4 に準じて決定します。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

#### 第12回従業員向け新株予約権（D）

取締役会の決議日（2020年1月6日）	
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員2名
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年1月25日～2050年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 1,294円(新株予約権の払込金額 1,293円と行使時の1円の合算) 1株当たり資本組入額 647円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とします。なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整によって生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができます。
- ア．当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案  
イ．当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案  
ウ．当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案  
エ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
オ．募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとします。
- 5 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社または当社グループのいずれの地位をも喪失した時点（以下、「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使できません。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができます。
- 前記に関わらず、新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できます。ただし、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除きます。
- 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとします。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。
- その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の

効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 3 に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

新株予約権の取得条項

(注) 4 に準じて決定します。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月31日		26,085		4,158,000		4,603,500

## (5) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,157	8.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,735	7.08
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,327	5.42
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,036	4.22
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	959	3.91
東陽テクニカ従業員持株会	東京都中央区八重洲1丁目1番6号	715	2.92
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 36,P.O.BOX 8010, CH-8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	539	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	526	2.14
西日本鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目5番7号	523	2.13
野村 とき	東京都千代田区	470	1.92
計		9,992	40.79

(注) 1 上記の所有株式数のうち、証券投資信託及び年金信託等の設定分は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,157千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,735千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	526千株

2 上記のほか、当社所有の自己株式1,590千株があります。

3 パーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッドから、2017年1月17日付で、大量保有報告書の提出があり、2017年1月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
パーガンディ・アセット・マネジメント・リミテッド	カナダ M5J 2T3 オンタリオ、トロント、 ベイ・ストリート181、スウィート4510	1,351	5.18
計		1,351	5.18

4 株式会社みずほ銀行から、2016年12月7日付で、株式会社みずほ銀行及び他1社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2016年11月30日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	959	3.41
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	815	2.90
計		1,774	6.32

5 三井住友DSアセットマネジメント株式会社から、2020年3月23日付で、三井住友DSアセットマネジメント株

式会社及び他1社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、2020年3月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿によっております。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は下記のとおりであり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、当該時点の割合となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区愛宕2丁目5番1号	1,406	5.39
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	243	0.93
計		1,649	6.32

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式 (自己株式等) (注) 1	普通株式 1,590,700		
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 24,449,500	244,495	
単元未満株式 (注) 3	普通株式 44,800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	26,085,000		
総株主の議決権		244,495	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社の保有の自己株式です。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数12個)含まれております。

3 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社の保有の自己株式が92株含まれております

## 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社東陽テクニカ	東京都中央区八重洲一丁目 1番6号	1,590,700		1,590,700	6.09
計		1,590,700		1,590,700	6.09

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年10月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,914,846	3,806,405
受取手形及び売掛金	4,245,941	6,731,694
有価証券	4,163,519	2,846,525
商品及び製品	2,100,617	2,058,808
その他	768,674	615,595
貸倒引当金	500	800
<b>流動資産合計</b>	<b>14,193,098</b>	<b>16,058,229</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	4,974,709	4,991,298
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,836,130	2,881,134
建物及び構築物(純額)	2,138,578	2,110,163
車両運搬具	52,573	60,132
減価償却累計額	39,277	41,858
車両運搬具(純額)	13,296	18,274
工具、器具及び備品	3,698,684	3,728,085
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,883,779	2,935,421
工具、器具及び備品(純額)	814,904	792,663
土地	5,607,940	5,607,940
<b>有形固定資産合計</b>	<b>8,574,720</b>	<b>8,529,042</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	132,197	122,789
ソフトウェア	994,902	979,968
ソフトウェア仮勘定	69,488	52,320
その他	15,247	15,107
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,211,835</b>	<b>1,170,185</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	8,156,456	7,196,467
退職給付に係る資産	533,587	538,052
繰延税金資産	604,695	708,295
長期預金	700,000	700,000
その他	699,811	692,604
貸倒引当金	116,375	114,747
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>10,578,175</b>	<b>9,720,672</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>20,364,731</b>	<b>19,419,900</b>
<b>資産合計</b>	<b>34,557,830</b>	<b>35,478,130</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,394,479	1,801,825
未払法人税等	572,454	604,013
賞与引当金	871,511	561,523
役員賞与引当金	83,000	41,500
その他	1,011,169	1,362,853
流動負債合計	3,932,614	4,371,716
<b>固定負債</b>		
退職給付に係る負債	631,715	647,342
その他	86,400	92,533
固定負債合計	718,116	739,875
負債合計	4,650,730	5,111,591
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,158,000	4,158,000
資本剰余金	4,603,500	4,603,500
利益剰余金	22,115,264	22,770,983
自己株式	1,722,992	1,713,737
株主資本合計	29,153,771	29,818,746
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	657,189	377,431
繰延ヘッジ損益	17,117	40,018
為替換算調整勘定	62,367	59,930
退職給付に係る調整累計額	913	456
その他の包括利益累計額合計	611,026	357,062
新株予約権	142,301	190,730
純資産合計	29,907,099	30,366,539
負債純資産合計	34,557,830	35,478,130

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年10月1日 至2019年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2020年3月31日)
売上高	1 13,280,983	1 13,054,112
売上原価	7,248,178	7,227,234
売上総利益	6,032,804	5,826,877
販売費及び一般管理費	2 4,494,738	2 4,432,987
営業利益	1,538,065	1,393,890
営業外収益		
受取利息	33,711	54,847
受取配当金	27,192	31,262
有価証券売却益	2,450	-
為替差益	15,303	14,210
その他	27,458	18,240
営業外収益合計	106,117	118,561
営業外費用		
支払利息	1,452	2,509
持分法による投資損失	109,984	38,349
和解金	65,661	-
その他	21	320
営業外費用合計	177,120	41,179
経常利益	1,467,062	1,471,272
特別利益		
固定資産売却益	11,612	3,079
投資有価証券売却益	57,954	264,826
特別利益合計	69,566	267,906
特別損失		
固定資産処分損	1,769	4,406
特別損失合計	1,769	4,406
税金等調整前四半期純利益	1,534,860	1,734,772
法人税、住民税及び事業税	605,000	551,000
法人税等調整額	40,262	9,559
法人税等合計	564,737	560,559
四半期純利益	970,122	1,174,213
親会社株主に帰属する四半期純利益	970,122	1,174,213

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年10月1日 至2019年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2020年3月31日)
四半期純利益	970,122	1,174,213
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	183,165	279,757
繰延ヘッジ損益	1,529	22,900
為替換算調整勘定	4,717	1,220
退職給付に係る調整額	3,391	456
持分法適用会社に対する持分相当額	1,692	1,216
その他の包括利益合計	184,328	253,963
四半期包括利益	785,793	920,249
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	785,793	920,249
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年10月1日 至2019年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年10月1日 至2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,534,860	1,734,772
減価償却費	453,532	455,789
のれん償却額	10,849	10,583
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,401	1,328
賞与引当金の増減額(は減少)	40,000	310,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	34,000	41,500
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,549	13,910
受取利息及び受取配当金	60,904	86,110
支払利息	1,452	2,509
和解金	65,661	-
持分法による投資損益(は益)	109,984	38,349
有価証券売却損益(は益)	2,450	-
投資有価証券売却損益(は益)	57,954	264,826
固定資産除売却損益(は益)	9,843	1,326
売上債権の増減額(は増加)	1,643,078	2,478,362
たな卸資産の増減額(は増加)	1,241,395	41,693
仕入債務の増減額(は減少)	1,242,976	400,370
その他	346,655	604,511
小計	22,916	121,687
利息及び配当金の受取額	69,429	99,365
利息の支払額	1,452	2,509
和解金の支払額	65,661	-
法人税等の支払額	366,736	521,134
法人税等の還付額	-	570
営業活動によるキャッシュ・フロー	387,338	302,019
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	300,000	-
有価証券の売却による収入	709,750	1,001,340
有形固定資産の取得による支出	218,526	192,093
有形固定資産の売却による収入	52,118	3,359
無形固定資産の取得による支出	129,640	202,410
投資有価証券の取得による支出	1,263,729	401,760
投資有価証券の売却による収入	874,247	333,798
その他	95,998	9,215
投資活動によるキャッシュ・フロー	179,780	551,450
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の取得による支出	230,876	333
配当金の支払額	543,913	514,197
ストックオプションの行使による収入	36	8
財務活動によるキャッシュ・フロー	774,754	514,521
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,623	7,065
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,354,495	258,025
現金及び現金同等物の期首残高	5,186,842	4,564,427
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,832,347	4,306,401

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 前第2四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

当社グループの売上高は、通常の営業形態として、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中するため、四半期連結会計期間の売上高には季節的変動があります。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)
従業員給与及び賞与	1,534,846千円	1,526,102千円
賞与引当金繰入額	598,875千円	537,843千円
役員賞与引当金繰入額	36,000千円	41,500千円
退職給付費用	100,908千円	110,860千円
貸倒引当金繰入額	200千円	300千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	2,432,720千円	3,806,405千円
短期投資の有価証券等(MMF等)	1,399,626千円	499,996千円
現金及び現金同等物	3,832,347千円	4,306,401千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年12月20日 定時株主総会	普通株式	543,913	22	2018年9月30日	2018年12月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年4月26日 取締役会	普通株式	293,826	12	2019年3月31日	2019年6月3日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

自己株式の取得

当社は、2019年2月4日開催の取締役会の決議に基づき、2019年2月5日に当社普通株式273,700株を総額  
230,729千円にて取得しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	514,197	21	2019年9月30日	2019年12月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月11日 取締役会	普通株式	342,918	14	2020年3月31日	2020年6月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	情報通信/ 情報セキュリティ	機械制御/ 振動騒音	物性/エネルギー	EMC/ 大型アンテナ	海洋/特機
売上高	2,957,931	3,650,378	2,625,424	1,668,438	874,213
セグメント利益	163,665	960,354	497,558	86,340	264,722

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ソフトウェア 開発支援	ライフサイエ ンス/マテリアルズ	
売上高	544,855	959,741	13,280,983
セグメント利益	29,199	53,616	2,055,457

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	2,055,457
全社費用(注)	517,392
四半期連結損益計算書の営業利益	1,538,065

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない営業費用です。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	情報通信/ 情報セキュリティ	機械制御/ 振動騒音	物性/エネルギー	EMC/ 大型アンテナ	海洋/特機
売上高	3,825,246	3,159,628	2,181,243	1,972,009	624,193
セグメント利益	322,345	818,366	322,245	257,152	78,978

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ソフトウェア 開発支援	ライフサイエ ンス/マテリアルズ	
売上高	588,848	702,942	13,054,112
セグメント利益	19,937	26,335	1,845,361

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,845,361
全社費用(注)	451,471
四半期連結損益計算書の営業利益	1,393,890

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない営業費用のほか、引当金の計上方法による差異等が含まれています。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年3月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	39円34銭	47円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	970,122	1,174,213
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	970,122	1,174,213
普通株式の期中平均株式数(株)	24,657,409	24,488,614
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	39円03銭	47円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	196,922	216,993
(うち新株予約権)	(196,922)	(216,993)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

2020年5月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の金額 . . . . . 342,918千円

(ロ) 1株当たりの金額 . . . . . 14円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 . . . . . 2020年6月3日

(注) 2020年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月11日

株式会社 東陽テクニカ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 酒 井 博 康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東陽テクニカの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年10月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東陽テクニカ及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。